

# **前回会合までのゲストによる講演概要 (グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会)**

**令和4年6月**

# マウリッツ・ドールマンズ氏 (第2回会合)

# マウリッツ・ドールマンズ氏の経歴



## マウリッツ・ドールマンズ

Cleary Gottlieb Steen & Hamilton 法律事務所  
パートナー弁護士

- マウリッツ・ドールマンズ氏は、EU、オランダ、英国および国際競争法について、特に、先端技術、知的財産、サステナビリティに関連する領域を専門としています。1985年にCleary Gottlieb Steen & Hamilton法律事務所に入所し、1994年にパートナーに就任しました。
- ドールマンズ氏は、情報技術、インターネット、電気通信、メディア、エネルギー、金融サービスの分野で、豊富な経験を有しています。欧州委員会および欧州裁判所、EU加盟国の国内裁判所および競争当局、ICCおよびNAIでの仲裁に関与しています。
- ドールマンズ氏は、サステナビリティと競争法に関連する数多くの事例や取引について助言し、関与してきました。

サステナビリティと競争政策に関する様々な講演や論文、書籍を執筆し、OECDや欧州委員会をはじめとするサステナビリティと競争に関する会議に内容領域専門家として招待されています。

また、欧州グリーンディールやイノベーションなど、その他のサステナビリティに関するイニシアチブについてのアドバイスも行っています。

# マウリッツ・ドールマンズ氏の講演概要①

## 1. 脱炭素化についての障壁

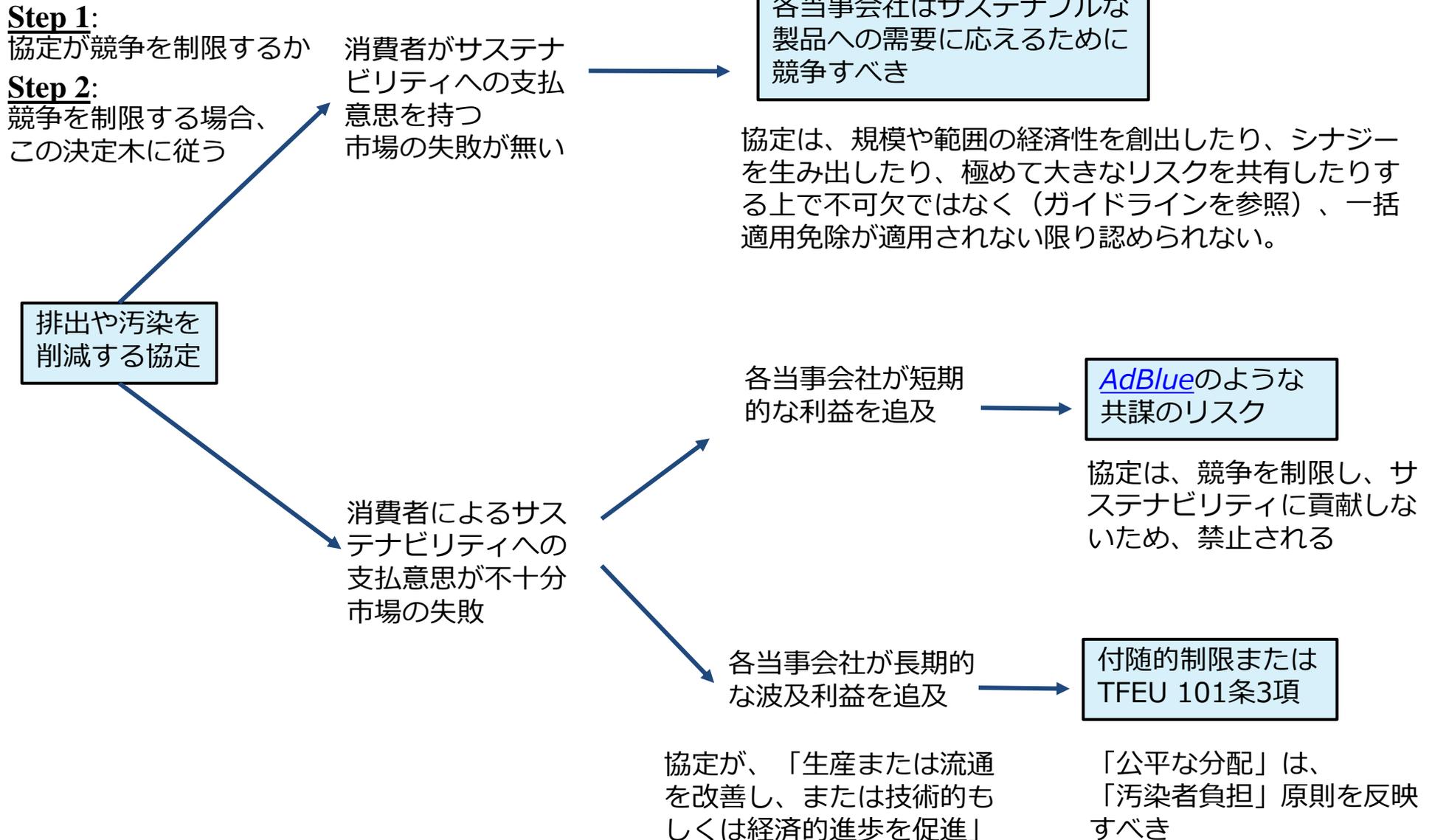
- どの企業もグリーン製品への移行による費用・製品価格の上昇によりシェア・利益を失いたくないという集団行動の問題があるため、脱炭素化を市場のみに頼ることはできない。このため、消費者がサステナビリティのために十分な「支払意思」を持たない市場では、市場の失敗が起きる。
- 規制においても、どの国も他国より規制を厳しくして国益を損ないたくはないという、市場と同様の集団行動の問題が生じるため、市場の失敗を解決するために規制のみに頼ることも不十分である。
- このため、規制を補完する企業間の協力は不可欠である。不幸なことに、競争法は、こうした企業間の協力を禁止または抑制し得るため、脱炭素化にとって障壁となる。こうした協力に関心を持つ企業が、競争法違反を恐れて手を引く事態が、実際に発生している。
- 脱炭素化に向けた企業間の協力のうち、競争法により禁止または抑制される事例：  
グリーンスチールの製造に関する企業間合意、石炭火力の共同閉鎖に関する合意 等

# マウリッツ・ドールマンズ氏の講演概要②

## 2. 脱炭素化に向けたEUによる競争政策見直しの取組

- 1つ目の柱は、グリーンウォッシングや規制回避のための共謀、サステナビリティのための取組を制限する合意への対応だった。
- 2つ目の柱は、消費者がサステナビリティのために十分な「支払意思」を持たない市場における、サステナビリティの実現に向けた企業間連携へのサポートである。欧州委員会は、今回発表した水平的協力協定ガイドラインの改正案において、消費者にとっての個人価値利益（個人非使用価値利益を含む）のみならず、集团的利益も考慮する方針を示している。これは、欧州の競争政策における重要な変更となる。
- ただし、集团的利益を考慮できるのは、消費者と受益者が完全または実質的に重複する場合に限られ、また、消費者の利益のみが考慮されるため、未だ不十分である。
- 私は、汚染者（生産者や間接的な消費者）には、汚染者負担原則に基づき、気候変動と汚染の社会的費用の支払いを求めるべきであると主張する。

# (参考) TFEU101条3項または比例分析のための決定木 (ディシジョンツリー)



# マウリッツ・ドールマンズ氏の講演概要③

## 3. 脱炭素化に向けた日本の競争政策への期待

- ガイドラインは必要だが、十分ではない。法的不確実性が継続してしまうし、将来的に違反と判断される可能性があることは、脱炭素化に向けた企業間の協力を抑制してしまう。
- このため、以下の3点を提言する。
  - 最低限：サステナビリティ協定を締結しようとする企業に対する個別ガイダンスの提供
  - ベター： サステナビリティ協定の適用除外に関する法律上の規定（当該協定による集团的利益を全て考慮することのできる規定）の創設  
（例：オーストリアの法改正）
  - ベスト： サステナビリティ協定に対する一括適用除外（当該協定による集团的利益を全て考慮することのできる規定）の創設  
（例：農業分野のサステナビリティ協定に対する欧州委員会の例外措置）